



知的財産をめぐる環境変化

Historical Change in Japanese Intellectual Property Society

鈴木元昭
Motoaki Suzuki

JFE スチール (株) 知的財産部 部長

1 まえがき

2002年2月4日、第154回通常国会において、小泉純一郎首相は、「知的財産立国」を目指すことを宣言した。知的財産の重要性について、首相が言及したのは、これが初めてである。首相は、施政方針演説において、「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とします」と決意を表明した¹⁾。

同年2月25日、その推進を図るため、「知的財産戦略会議」が開催された。その構成員は、「内閣総理大臣、内閣官房長官、経済財政政策担当・情報通信技術 (IT) 担当大臣、科学技術政策担当大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣並びに有識者」であり、「内閣総理大臣が開催する」²⁾となっている。

本稿は、「知的財産立国宣言」に到る背景と、これを機会に生じた国内の変化について述べるものである。

2 特許の原点

特許の概念がいつごろ生まれたのか定かではない。ギリシャ時代に特許制度があったという説もある。

筆者には、16世紀後半、かの有名なガリレオが政府に提出した「請願書」が印象深く残っている。この「請願書」に特許制度の原点を見出すことができるのではないかと思います。特許制度の趣旨が端的に表われている。

図1に、ガリレオの「請願書」³⁾を示す。「どんなに優れたものを発明しても、すぐに真似されてしまい、利益を他人に奪われてしまう」「こんな不公平なことは許せない」という切なる気持ちが伝わってくる。

一定期間、①製造の禁止、②使用の禁止を保証してくれ

ば、創意工夫が盛んに行われ、世の中からどんどん発明が生まれ、社会が発展すると述べている。

特許制度の趣旨は、今でも変わっていない。

我が国の特許法第一条に、

「この法律は、発明の保護および利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする」と書かれてある。

3 アメリカの特許制度

3.1 独立宣言と特許制度

特許は、莫大な利益をもたらす。これを国策として、一貫

特許の原点

Galileo Galelei (1584~1642) が
ベネチア政府に提出した特許請願書

陛下よ、私は、非常に簡単で、費用もすこしもかからず、非常に便利な揚水用機械を発明しました。すなわち、ただ一頭の馬の力で、機械についている20本の口から絶えず水が出るのです。

それは、非常に骨をおり、多くの費用を使って完成したものであり、その発明がすべての人の共有財産となってしまうことに堪えられないことですから、恭しくお願いいたします。

私と私の子孫、あるいは、私や私の子孫からその権利を得た人々の他には、何人も、上記の私の新造機械を製作したり、たとえ製作しても、それを使用したり、他の目的のために形を変えて水やその他の材料を用いて使用したりすることを、40年間、あるいは陛下が思召す期間内は、許されないようにし、

もし、これを犯す者には、陛下が適当と思召す罰金に処し、私がその一部を受けることができるようにしていただきたいと存じます。

そうしていただければ、私は社会福祉のために、もっと熱心に新しい発明に力を注ぎ、陛下に忠勤を励みます。

Galileo Galelei

図1 ガリレオの申請書³⁾

して利用してきたのが、アメリカである。

アメリカの特許制度は、1790年に創設されている。独立宣言(1776年)からわずか14年後、異例の早さである。また、米国憲法の中に、「発明を保護し、科学技術の発展を意図する」ことを明文化し、発明の重要性を宣言するとともに、発明をベースに、産業を発展させ、英国に追いつき、追い越すことを狙っていたと思われる。憲法に知的財産の権利を盛り込んでいる国は、アメリカ以外には見当たらない。

3.2 「プロパテント政策」と「大恐慌」

アメリカの特許制度は、特許を優遇する「プロパテント政策」で始まった。そうした環境の下、発明王エジソンが大活躍。1868～1920年、そのピークを迎える。エジソンは莫大な富を獲得したが、米国も潤った。

しかしながら、特許の重視は、市場の寡占化を招くという側面を持っている。1930年、世界大恐慌が起こった。特許の優遇策の行き過ぎがその一因であるとも言われている。大恐慌を契機に、米国は、特許権を抑制する「アンチパテント時代」へと変わっていく。

3.3 ヤングレポート「プロパテント政策」

第二次世界大戦後、アメリカはとても豊かであった。1960年代、世界のGNPの60%を米国が占めるようになっていた。「パクスアメリカナ」(アメリカによる平和)が来た時代である。

しかしながら、繁栄は徐々に翳っていった。ヨーロッパが復興し、1970年代になって、日本も台頭してきた。アメリカは、財政赤字に陥り、産業の空洞化により、疲弊していく。この時代、鉄鋼業においても、我が国鉄鋼業は、日の出の勢い。反面、米国鉄鋼業は力を落としていった。

1980年、大統領となったレーガンは、「強いアメリカ」を作ると宣言した。それを具体化する手法のひとつが、「プロパテント政策」であった。1985年に発表されたヤングレポートがそれである。

アメリカの戦略は図2に示すとおりであった。

大きな技術革新はアメリカ人のアイデアから生まれている。他国がこれを改良し、安い労働力で、物を作って発展している。本来、アメリカは、もっと利益を得ていいはずである。模倣されて損をしている。

アメリカに利益をもたらすために、

- ①世界で統一された特許制度を作る
- ②均等論(特許の範囲を広く解釈する)を導入する
- ③国内では、陪審裁判による特許問題解決を行う

アメリカのプロパテント政策の最大のターゲットは、日本であった。1992年、日本企業敗訴のニュースが流れる。ハ

1985年

ヤング・レポート
知的財産の活用でアメリカ再生

技術革新の多くは、アメリカ人のアイデアから。

- ・知的財産に関する国際保護法を整備
- ・権利範囲解釈の拡大(均等論)
- ・ライセンス収入で国家を富ませる

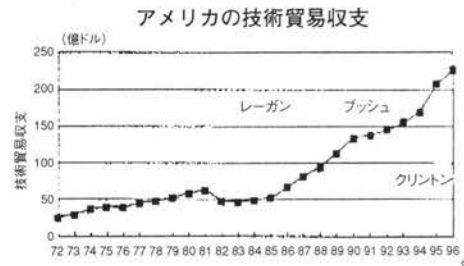


図2 アメリカのプロパテント政策と技術貿易収支

ネウエルーミノルタ：一眼レフ事件、120億円の損害賠償判決。ジャンコイル(個人)ーセガ：57億円で和解。

図2に示すとおり、アメリカの技術貿易収支は、1985年を境に、どんどんと上昇していった⁴⁾。

4 日本の特許制度

日本に特許制度が出来たのは、1885年4月18日。今から120年前。高橋是清が初代長官となった。

明治時代から「先進国に追いつけ追い越せ」を国是としていた我が国では、制度創設当時から、一貫して「アンチパテント」であった。優れた技術を海外から輸入し、それを改良して「優れた製品」を製造、輸出する「加工貿易立国」のためには、外国の強力な特許は邪魔だったのである。

5 大きな転換「プロパテント時代に」

しかしながら、1980年代になって、先進国のキャッチアップが終了し、自ら新規開拓を行わねばならない時代になった。同時に、1980年代後半からバブルの崩壊まで、日本は、1970年代のアメリカと同様の状況に追い込まれた。「もの造り」は、東アジア、東南アジアに移っていき、国内は空洞化した。国内の製造業は、次々と製造拠点を海外に求めた。さらに、バブルの崩壊が、追い討ちをかけた。1990年代、「失われた10年」が始まった。反面、アメリカは黄金の10年となった。

ヤングレポートから遅れること10年。日本でも、1995年ごろから、知的財産の重要性が叫ばれ始めた。

1997年、プロパテント時代のきっかけとなる「21世紀の知的財産を考える会」の報告書が出版された⁵⁾。そこには、

知的財産の「広い保護」「強い保護」の必要性が説かれ、国家が知的財産戦略に積極的に取り組むべきであることが強く求められていた。

図3に示すとおり、座長となったのは、有馬朗人氏である。これを受けて、1999年、2000年と相次いで特許法が改訂された。99年には、損害賠償額を引き上げる法案が制定され、損害賠償額が高額となり、アメリカのそれに近づいていった。改正前の平均損害賠償額は、日本で1つの事件あたり4700万円であるのに対し、アメリカのそれは11億円と大きな差がついていた。2000年には、特許権の侵害発見を容易にする特許法改正が行われた。

そして、2002年、冒頭に述べた「首相の知財立国宣言」につながっていく。

6 知的財産戦略推進計画

2002年7月3日、「知的財産戦略大綱」が決まり、以下の項目について推進することが決定された。

- ①知的財産の創造
- ②知的財産の保護
- ③知的財産の活用
- ④人的基盤の充実

年度ごとに具体的計画が策定され、精力的に推進されている。詳しくは首相官邸のホームページを参照願いたい。

7 プロパテント政策がもたらしたもの

7.1 国内特許権数の増大 (1996～1999年)

プロパテント政策に先行して、特許件数が増大した。

図4に、特許登録件数の推移を示す。1995年の特許登録

1998年：
「21世紀の知的財産権を考える懇談会」
委員長：有馬朗人

1999年
「損害賠償額の引き上げ」
特許法第102条の改訂
「実施料相当額」から「得べかりし利益」へ

2000年
「侵害行為の立証を容易に」
特許法第104条の2の改訂
従来「特許権者」→「被告が非侵害を立証」
(積極否認)

図3 日本のプロパテント政策の始まり

件数が109,100件であるのに対し、翌年の1996年は215,100件。なんと2倍近い件数が登録となっている。審査請求費用の値上げを見越して1993年に審査請求件数が増大しており、その影響を受けて、登録件数も増大したとも考えられるが、それ以上に、特許庁が審査を緩め、特許権を多量に生んだ、と思うのは、筆者だけであろうか。

図5に、鉄鋼に関連深い分野の登録件数推移を示す。鉄鋼分野においても、1996年に突出して登録件数が増大している。

7.2 国内特許係争・特許裁判の増大

図3に示したように、1999年、特許法が改訂され、特許を侵害された場合の損害賠償額が上昇した。それを見越したように、1997年ごろから、水面下で、特許係争が激しくなった。鉄鋼業界でも、97年から99年にかけて係争が多くなった。この時期、鉄鋼業界の収益が低迷していたことも関係している。知的財産権による収益で、すこしでも利益を上げようと必死だった。

そうした係争がエスカレートし、1999年4月、旧川崎製鉄と住友金属の間で特許裁判が起こった。「13%クロムシームレス鋼管事件」である。高炉メーカー間で初めての特許裁

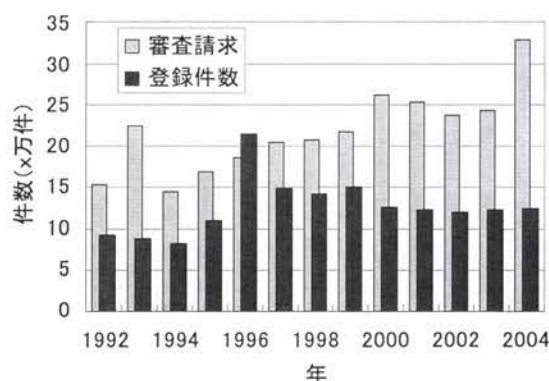


図4 日本の特許登録件数の推移 (特許庁HPより)

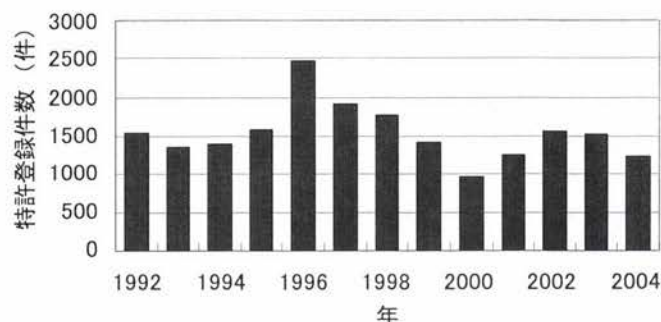


図5 鉄鋼関連の特許登録件数の推移 (特許国際分類：C21・鉄冶金、C22・合金の熱処理など) (特許庁HPより)

判であり、損害賠償請求額90億円を巡って、東京地裁で論争が行われた。

つづいて同年10月、新日本製鉄と旧NKKの間で、「自動車用亜鉛メッキ銅板PZB事件」⁶⁾が起こった。売上高52億円に対して損害賠償額28億円の論争が、同じく東京地裁で始まった。

7.3 東京地裁の高額判決

2002年ごろから、東京地裁で、高額な損害賠償が認められる判決が相次いだ(表1)。

スロットルマシン(アルゼ)事件^{7,8)}がその代表である。損害賠償額84億円であった。東京地裁は、2002年3月、特許を侵害した被告に高額の賠償金を支払うように命じた。

2005年2月、松下電器がジャストシステムの「一太郎」「花子」が同社保有の特許を侵害するとして、それらの製造中止と製品の破棄を認めた⁹⁾。これも、大きな事件であった。販売中止となれば、企業の存続が危うくなると思われた。

2004年1月に判決が言渡された「青色ダイオード事件」¹⁰⁾も200億円という巨額のものであった。

まさに、特許法の改正が、こうした裁判を誘発し、知的財産による利益は、裁判を起こしても、ペイすることを気づかせた。

7.4 東京高裁・知財高裁の逆転判決

東京地裁の高額判決が、東京高裁そして新しく創設された知財高裁で再び議論された。

スロットルマシン(アルゼ)事件は、特許無効となり、84億円の支払はなくなった^{11,12)}。「一太郎・花子」事件も、特許は明らかな無効理由を有するとして、特許無効¹³⁾。一太郎・花子の製造販売はとどこおりなく行えるようになった(表2)。

プロパテント時代になって、特許裁判が増えたが、最終的な結論をみる限り、高額を支払いはない。また、大半が「原告の請求を棄却する」という判決である。

結局、プロパテント政策によってもたらされたものは、国内での「特許件数増大」、国内での「特許係争の増大」であっ

表1 東京地裁の高額判決

事件名	判決内容	判決日
スロットルマシン事件(アルゼ)	84億円の支払命令	2002年3月
一太郎・花子事件(松下-ジャストシステム)	会社売上高40%の製品の製造販売禁止	2005年2月
青色ダイオード事件(中村氏-日亜化学)	200億円の支払命令	2004年1月

た。みかけの上では、知的財産活動が活発になったということが言えるが、最終的な高裁・知財高裁の判決をみるかぎり、無用な争いが増えたのではないと思われる。

8 プロパテント時代の問題点 —国内特許・権利の安定性—

前章で述べたとおり、大きな裁判では、一旦発生した特許権が消失するケースが多く、ここで紹介した2例もそれに当てはまる。

特許か否かの判断は、まず特許庁で判断され、これに不服であれば、東京高裁(現在、知財高裁)に判断を仰ぐことができる。

渡辺は¹⁴⁾、機械分野で詳細な調査を行っている。

- ①特許庁で特許性が認められず、特許出願人が、これを不服として東京高裁に提訴したもの
 - ②いったん特許権が認められたが、他者がこれに異議を申し立て、特許無効の主張をしたものの
- のケースについて、特許庁の判断と東京高裁の判断を比較している。

図6にその結果を示す。要約すると以下のとおりである。

- ・特許庁で「特許性なし」と判断されたものは、東京高裁でも、同じ判断。逆転判断はたったの13%である。
- ・特許庁で「特許性あり」と判断されたものが維持されたケ

表2 東京高裁・知財高裁の判決

事件名	判決内容	判決日
スロットルマシン事件(アルゼ)	特許無効	2005年10月
一太郎・花子事件(松下-ジャストシステム)	非侵害 特許無効	2005年9月
青色ダイオード事件(中村氏-日亜化学)	和解 (8億円に減額)	2005年1月

特許庁と東京高裁の特許性判断

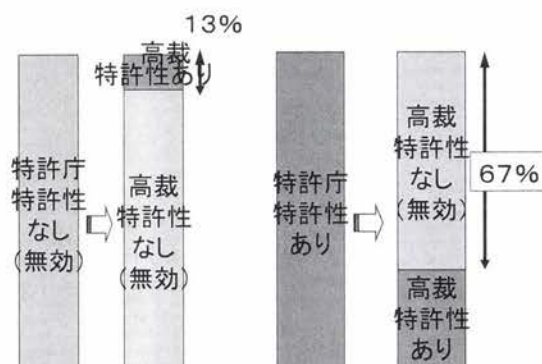


図6 特許庁と東京高裁の特許性判断(渡辺¹⁴⁾の報告を図式化)

ースは33%。67%が特許性なしと判断されている。

特許庁で「特許性なし」と判断されたものは、東京高裁でも「特許性なし」と判断され、判断が比較的一致しているが、特許庁で「特許性あり」と判断されたものが、東京高裁で7割近くも「特許性なし」と判断されている。

同様の報告が、知的財産協会・特許第2委員会 第5小委員会から報告されている¹⁵⁾。それによれば、特許庁の無効判断が東京高裁で覆された割合は、2004年度でたったの8%。逆に特許庁の有効判断が東京高裁で無効判断となった割合は62%にもなっている。

特許権は、特許庁で認定されれば、その優劣は別として、「権利は権利」である。特許権者は、その権利を有効に使うとするのは当然の行為であり、特許請求の範囲に他社実施技術があれば、それをやめさせようとする。

一方、権利行使された側は、莫大な損失を被ることが多いから、必死になって対抗策を考える。そのひとつが「特許無効」の主張である。世の中のあらゆる文献を調査し、時には、古い製品を回収して、特許技術がすでに存在したこと、特許に値する技術でないことを探る。

そうした状況で、特許庁で無効審判が議論され、東京高裁（現在は知財高裁）で、審議される。特許庁が行った審査・審判段階とは特許を否定する証拠が違うことが多い。そうした場合でも、図6に示されるように判断が異なる。

しかしながら、特許権の権利を行使したのに、争いになって「特許無効」とされるのは、特許権者にとって納得がいかない。苦勞して出願し、審査過程で特許庁と多くのやり取りを行い、やっと権利になった努力はすべて水の泡となって消える。長年にわたって特許料を納めている場合が多いが、それも帰ってこない。「特許は初めからなかったこと」になる。非情な結果である。

権利行使された側も、苦勞は多く、なんのメリットもない場合が多い。特許係争でこじれる場合は、「こんなものが特許になるのか」という特許権が多いからである。「こんなものは特許ではない」、そうは思いながらも、とてつもなく大きなリスクと精神的プレッシャーの中で、時間を過ごすことになる。

1996年、多量の特許権が生まれた。その中には、20年間独占できる技術に相当しない特許権が多く含まれているのではないかと、筆者は感じてしまう。

9 プロパテント時代の特許性 —ガリレオの時代に回帰せよ—

特許になるか否かは、特許法第29条によって定まる。その条文を図7に示しておこう。

特許法第29条第2項

特許出願前に
その発明の属する技術の分野における通常の知識
を有する者が
前項各号に掲げる発明に基づいて
容易に発明をすることができたときは、その発明につ
いては、同項の規定にかかわらず、
特許を受けることができない。

図7 特許性を決める特許法第29条第2項

①「発明の属する技術の分野における通常の知識を有するもの」が判断することになっている。

②また「容易に発明をすることができなかった」ときに特許になるとされている。

①の判断者は、特許庁の審査官・審判官である。では、「容易に発明できなかった」レベルとはどのようなレベルであろうか。厳密な定義はない。特許庁審査官、審判官の裁量で決まることになる。審査官・審判官が「容易である」と判断すれば、特許にならないし、「容易ではない」と判断すると特許になる。審査官・審判官個人個人が判断し、審判の場合、それが最終決定となる。

特許庁の特許性の判断と東京高裁・知財高裁のその違いは、「容易さ」の解釈の相違にある。現時点では、「容易さ」のレベルは、高裁の方が高いと言える。高裁では、特許裁判も同時に扱っており、特許の怖さ・重要性を強く感じている。「この技術が、20年間独占するに値するものか」という問いが判断に表われていると、筆者は感じる。「松下—ジャストシステム—太郎事件」も、そうした判断が働いている。

前述した特許権者の悲劇、被権利行使者の悲劇を生じないためには、この「容易さ」のレベルを高くすればよい。そして、「拒絶する理由がないから特許にする」（特許査定のとくに送られる特許庁の通知）ということではなく、「この点がすばらしいから特許にする」と変えればよい。

特許の原点に戻り、ガリレオのレベルに特許性のレベルを近づけるべきである。特許権が侵された場合の損害賠償額が巨額になるプロパテント時代こそ、特許権は厳しい審査をパスした技術になるべきである。

「そうしてくだされば、無用なワークが減るので、私は日本鉄鋼業界のために、もっと熱心に新しい発明に力を注ぎ、会社に忠勤を励みます」という、研究者・技術者の声が聞こえてきそうである。

10 おわりに

ガリレオの時代から現在まで、特許制度の変遷を述べた。日本のプロパテント時代は、今回が初めてである。1998年

の「有馬レポート」から7年。国内では、法改正、知財高裁の設立など、プロパテント政策の施行を経て、その変化が一段落しているように思われる。

現在は、東アジアにおける違法な模倣が、大きな問題としてクローズアップされており、政府は、その対応に力を注いでいる。幸い、鉄鋼業界においては、この問題は些少である。しかしながら、高級品製造の強みをどうやって長続きさせるか、「トップを走りつづけるための知的財産戦略」はきわめて重要である。ノウハウなどの営業秘密の保護強化をどうするか、それらを含めて新たな展開が必要となっている。

参考文献

- 1) 第154回通常国会，首相施政方針演説，2002年2月
- 2) 内閣総理大臣決裁書類，知的財産戦略会議の開催について，2002年2月25日
- 3) オイゲン・ディーゼル，大沢峯雄訳：技術論，天然社，(1942)，283.
- 4) 平成10年版 科学技術白書
- 5) これからは日本も知的創造時代，通商産業省・特許庁編，(財)経済産業調査会，1997年6月
- 6) 東京地裁判決，平成11（ワ）21974特許権民事訴訟事件，2001年7月27日
- 7) 東京地裁判決，平成11（ワ）13360特許権民事訴訟事件，2002年3月19日
- 8) 東京地裁判決，平成11（ワ）23945特許権民事訴訟事件，2002年3月19日
- 9) 東京地裁判決，平成16（ワ）16732特許権民事訴訟事件，2005年2月1日
- 10) 東京地裁判決，平成13（ワ）17772特許権民事訴訟事件，2004年1月30日
- 11) 東京高裁判決，平成15（行ケ）36特許権行政訴訟事件，2005年2月21日
- 12) 東京高裁判決，平成15，580特許権行政訴訟事件，2005年2月15日
- 13) 知財高裁判決，平成17（ネ）10040特許権民事訴訟事件，2005年9月30日
- 14) 渡辺 温：最近の審決取消訴訟における進歩性判断の傾向（機械分野），パテント，58（2005）2，96.
- 15) 特許第2委員会 第5小委員会，審決取消事例に見る進歩性の判断についての考察，知財管理，55（2005）11，1609.

(2005年12月8日受付)